

尾張藩御小納戸役所貸付金と津島村有力百姓

大塚 英二

はじめに

近世期の大名領主が行う貸付金には、藩の表の財政からなす勘定方貸付金と、藩主の私的財源（奥側向きの資金たるいわばポケットマネー的なもの）からなす御小納戸金貸付（御手許金貸付）とがあった^①。従来 of 分析は専ら勘定方が困窮した村々に拝借させるという図式の研究に留まっており、奥向きの資金がどのように地域社会に入ってきたか十分検討してはいないように思われる。少なくとも尾張藩地域の研究ではそうである。

しかしながら、領主支配の枠組みを超えれば、こうした奥向きの資金が地域社会に入り込むのは特に珍しいことではない。尾張藩と同じ御三家である紀州家と水戸家によるいわゆる「紀州金」と「水戸金」はその代表的なものである。特に、紀州金は全国展開しており、各地にそれを取り次ぐ者が存在していた^②。こうした藩主のポケットマネーは思いのほか大きなもので（しっかりとした財政統計がないので確かなことは言えないが）、表の財政がひどく悪化しているのとは対照的であった^③。領内では「御小納戸金」と呼ばれ、領外では「（藩名）金」と一般には称されていたのである。

以上のような、領内・領外のあり方において当該金融が果たしてどのような違いを有していたのか、あるいは違いを持たなかったのか、更にはその金融の地域社会での意味はいかなるものであったかについては、これまで明瞭に論じられたことはない。小稿では、尾張藩領内における具体的事例を紹介しつつ、それを有力百姓と村社会がどのように活用

したか、細部にわたるまで論じてみたい。そして、御小納戸役所貸付の金融上の意味について可能な限り論究する。

なお、小稿は尾張国海東郡津島村の庄屋と町の惣年寄を兼ねていた渡邊新兵衛家に残された「津嶋佐藤源七等御小納戸金拝借一件一括史料」をほぼ紹介する形で論を進める。この史料は、佐藤源七、渡邊新兵衛、そして津島村と、御小納戸役所との間で取り結ばれた様々な諸関係が、余すところなく縦帳形式の一冊にまとめられたものである。

一 津島村佐藤源七の御小納戸金借り出し

津島村の佐藤源七は文化十二年（一八一五）十二月、尾張藩御小納戸役所に次のような拝借金証文（ここでは写し）を提出した。

〈史料1〉

拝借仕御金之事

一金七百両也

但、年八歩利

来ル子年西□年迄十ヶ年符

每暮元利返済方□□之筈

右ハ海東郡津嶋村私控津嶋町方新田之内、高五拾弍石九斗七升三合、此徳米九拾壹石四斗七升壹合有之候、地所別帳反別之面御引当、御役所金拝借奉願上候処、願之通御間濟被成下置、難有仕合奉存候、右御金奉請候処実正二御座候、右拝借御金筋之儀ハ水旱凶作万一及飢饉之節、諸民御救御手当金之由御座候へハ、其節二至り候ハ、御差凶次第右御拝借金御方□□時二返上可仕旨、奉畏候

一右拝借金返上之儀、御定之通元利無滞定日返上可仕候、万一如何之故障出来仕候而返上方遅滞仕候ハ、証人之者引請急度返上可仕候、請人之者返上相滞候ハ、別帳地所不残御役所江御引揚可被成候、其節二至若加地子

米不足等之儀御座候而ハ甚奉恐候間、右地所村役人加^判之者御引請申上、別紙申上候通加地子米急度上納可仕候、乍勿論一言之違乱申上間敷候、為後日連印証文差上申所、如件

文化十二年亥十二月

海東郡津嶋村

拝借主 佐藤源七

海西郡西保村

親類証人 助七

海東郡津嶋村

惣年寄庄屋兼

渡邊新兵衛

同郡同村津嶋町方新田

庄屋 林弥五左衛門

同郡同村

与頭 甚左衛門

御小納戸

御役所

右之通御証文相認め候而御金拝借仕候、亥十二月廿九日菊地・安藤御取扱ニ而候、仍之御礼ニ廻り仕候

ここで明らかなのは、源七が金七百両という大金を御小納戸役所から当時としては低利な年利八パーセントの十ヶ年賦返済方式で借り受けている事実である。彼がいかなる理由でこの借金をしたのかはこの段階では分からない。ただ、その抵当内容から、彼が津島を拠点に土地集積を遂げた地主であったことはうかがえる。高五二石余に対して徳米が九

一石余という数字は、いわゆる古検地の高がまったく実際の生産力から乖離していたことを示す。⁶⁾ 抵当の有畝高は元高の三倍ほどにも達していたことが推定できる。ともかくも、抵当物件の確かさと村役人・有力百姓連印の信用から、源七は極めて有利な形で巨額の資金援助を受けたのである。

次に、この史料には御小納戸金の性格も示されている。即ち、「右拝借御金筋之儀ハ水旱凶作万一及飢饉之節、諸民御救御手当金之由御座候へハ、其節ニ至り候ハ、御差図次第右御拝借金□^{即カ}時ニ返上可仕」という記述に明らかである。もともと御小納戸金は飢饉など急難時の御救いのために用立てることが意図されており、そうした緊急の状況に立ち至った場合は、直ちに返済されなければならなかったのである。この御小納戸金貸付の性格はしっかりと押さえておく必要がある。領主側は建前上これを藩主ポケットマネーの利倍とせず、あくまで領主が領主たるべきために必要な臨時入用金とするのである。その資金を遊ばせておくのはもったいないので、通常これを確実な融資先に貸し出し膨らませておくというのである。

証文写しの最後には、この金融を取り扱った御小納戸役人の名前が記されている。その二人の人物、菊地氏と安藤氏に源七は拝借金実現の礼を述べたのである。

しかし、実はこの借金だけでは彼の窮地は救えなかった。次に、彼が本来何を求めていたのかうかがえる史料を示そう。

〈史料2〉

再奉願上候

私儀新規酒造商売相初、其外内輪無余儀儀御座候二付、御米三千石歟又ハ御金三千両私扣地所御引当ニ被成下、御拝借之儀昨冬御願申上候処、七百両御拝借被為 仰付被下置、難有仕合奉存候、然処先達而奉願上候通仕合ニ御座候間、七百両ニ而ハ内輪都合不仕候間、恐多御願ニハ御座候へ共、此上式千三百両何卒御拝借被仰付被下置候様偏奉願上候、右願之通被為 仰付被下置候ハ、御蔭を以安穩ニ相続可仕候間、幾重も御慈悲之上願之通被為 仰付

被下置候様奉願上候、以上

子正月

海東郡津嶋村

佐藤源七

御小納戸

御役所

右再願辰迄嘉右衛門殿へ預ヶ置候

再奉願上候

私儀新規酒造商売相初上、内輪無余儀義共御座候二付、私扣町方新田地所御引当二而御米弐千石、津嶋村扣御引当二而御米千石都合三千石、又ハ御金三千兩前件御引当御割合を以御拝借被為 仰付被下置候様昨冬御願申上候処、町方新田地所御引当二而七百兩御拝借被為 仰付被下置、難有仕合二奉存候、然処私儀先願ニも奉申上候通、内輪色々繰合御座候間、乍恐七百兩二而ハ私取続方都合不仕候間、恐多御願ニハ御座候へ共、何卒此上御金弐千三百兩御拝借被為 仰付被下置候様、猶又今般奉願上候、御慈悲之御賢考を以願之通御聞濟被成下置候様、乍恐 御勘定御奉行様も御手厚其御筋江御掛合被成下置候様只管奉願上候、右願之通被為 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

子正月

海東郡津嶋村

佐藤源七

岡勝右衛門様

御陣屋

右佐藤源七御願申上候通、乍恐御掛合被成下置候様奉願上候、以上

右村惣年寄

庄屋兼 渡邊新兵衛

右願書正月廿七日川合様へ差出し申候

御小納戸頭取衆様へ御状参り請取引取候間、本田反高書付、先達而差上候通相認メ候間、式通差出申候

前者の再願書は御小納戸役所宛で、後者のそれは佐屋代官宛である。基本的に同じ内容であるが、やや代官宛のほうが詳しい。これで明らかだろう。源七は一般の百姓ではなく酒造商売を営もうとする商人的性格を強く持った者であり、後者に明瞭なように、町方新田^⑦と津島村に大規模な所持地をもつ地主でもあった。彼は、その土地を抵当にもともとは米三〇〇〇石か金三〇〇〇両を拝借しようとする目論んでいたのである。しかしながら、七〇〇両までの拝借しか許されず、それでは経営の建て直しができないので、更に二三〇〇両を新たに融資してくれるよう、七〇〇両融資の翌文化十三年正月に再願書を提出したのである。

代官宛にも願書が出されたのは、直接勘定方から拝借するのではないけれども、在地支配が藩直轄の勘定方支配であり、その表のルートからも口添えがあれば御小納戸金の貸付が有利に進むと考えたからである。史料には明確に、勘定奉行からも「其御筋」即ち奥・側向きに掛け合ってくれるようにとの願いが示されている。しかし、再願書は聞き届けられなかったようで、御小納戸宛のものは「嘉右衛門殿」（おそらく同役所の下役人と推定される）に四年後の辰年（文政三年、一八二〇）まで預けられたままであった。後者は渡邊新兵衛が奥書し、勘定方役人の「川合様」に提出された。この川合氏には敬称の様が用いられており、彼は明らかに代官手付以上の身分を有する者であったろう。

さて、「子二月八日町方新田御見分有之候、絵図面差上申候、辰巳様・樋口様御両人御出ニ而候、私方ニ而宿申候」と記録にあるように、二月八日には御小納戸貸付の抵当となる源七の町方新田所持地が役人により検分された。そして、検分役人の辰巳・樋口の二氏は渡邊新兵衛の家に宿泊したのである。

二 佐藤源七困窮の実情

ここでは、佐藤源七が困窮に陥っている事情と実情についてももう少し詳しく見ていこう。そうすることで、御小納戸役所貸付の実態もよく理解されると考える。次の史料を見ていこう。

〈史料3〉

乍恐奉願候

私儀去ル寅年村方火災之節、私儀居宅土蔵所持仕米切手、其上藤ヶ瀬村黒田文之右衛門に預り置候米切手等迄不残焼失仕、其後不得止日用之家財居宅土蔵取建、并預り置候米切手返済等へ付、中々自力ニ而行届不申、無扨他借仕繰合置申候処、昨亥年未曾有之凶年ニ付、村方ハ勿論近在共至而困窮仕詰、随而私借り入置金子返済方厳敷借シ主より催促仕、其上御願申上、酒造商売等相初申候ニ付、旁私扣地所御引当ニ差出 御小納戸御役所江三千両御拝借被為 仰付被下置候様昨亥暮奉願上候処、御願通之内七百両御拝借被為 仰付、難有奉存、夫々金主配分返弁仕候得共、以前奉申上候通村方当春至而困窮仕、都而金子払底ニ御座候処、私借用仕置候金子之義ハ相对同前之金子ニ御座候而、別而義理合も御座候、殊ニ金子も取次金之義ニ御座候、此節返済不仕候而者、右取次呉候者も義理合も相立不申、迷惑之趣申聞、然処昨年不怪凶年ニ而、当春聊之金子繰合も出来不仕難洪罷在候間、何卒御勘考を以此節式千三百両 御小納戸御役所御拝借被為 仰付被下置候様御欠合被成下置候様偏奉願上候、尤私扣地所之内を以売払申候ハ、夫々仕訳相立可申敷ニ候へ共、当春ハ昨年凶作ニ付地所望人ハ御座候而も、何れも差当金子取賄出来不仕候ニ付、私返済方金子此節之間ニ合不申、尤強而借用延置申候へハ、前件之通凶作ニ而當春金子至而払底ニ付、利足等引上ケ候様ニ相成、左候而ハ弥難洪差廻申候、依之私是迄内輪借用仕置候金子小訳并御拝借金利足違等も悉ク別紙ニ相認奉入御覽候間、何卒 御慈悲御賢考を以、奉願上候通 御小納戸御役所へ御声懸被成下置候ハ、

御蔭を以相続可仕と冥加至極重々難有仕合ニ可奉存候、以上

子三月

津嶋村

佐藤源七

岡勝右衛門様

御陣屋

右佐藤源七御願申上候通相違無御座候間、願之通被為 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

右村惣年寄

庄屋兼

渡邊新兵衛

〔史料4〕

乍恐御内々御達申上候

今般私義内輪難渋ニ付 御小納戸御役所江御拝借金奉願上候ニ付、入用筋御尋^(カ) 被遊奉畏候、右ハ私是迄借用仕置候金子式千三拾両、此内訳并利足之義猶又 御小納戸御役所御拝借金御利足内輪ニ而借用仕置候利足と差引仕、私手前ニおゐて利足分も百金程も相違仕候儀ニ御座候、依而私借用金借り主名前等左ニ認奉入御覽候

覚

一金六百両

鯰橋村^(鯰カ)

平兵衛取次

一金三百両

津嶋村

新蔵取次

一金三百両

同

新右衛門取次

一金百三拾両

広江村

佐右衛門取次

一金三百両

津嶋村

太左衛門取次

一金百五拾兩

同 七太夫取次

一金五拾兩

同 文七取次

一金五拾兩

内佐屋村 甚兵衛取次

一金百五拾兩

津嶋村 武兵衛取次

メ金貳千三拾兩

右之金子六分五厘ニ而借り入置申候ニ付、此利足壹ヶ年分貳百五拾壹兩余、右之金高四分ニ而拝借仕候得ハ、此御利足壹ヶ年分百五拾壹兩余、差引百兩余違ニ御座候、右之趣御座候ニ付、誠に私義成立候^(虫)御座候得ハ、偏ニ御慈悲を以 御小納戸御役所江御声懸被成下置候様重々奉願上候、尤内輪借用金高^(マ)御願通金高暫ク多分ニ御座候得共、右者私酒造方へ付入用筋も御座候ハ、何卒御願申上候通貳千三百兩御拜借被為 仰付被下置候様幾重も奉願上候、依之別段御内々奉願上候、以上

子

津嶋村

三月

佐藤源七

岡勝右衛門様

御陣屋

まず、前者の史料から見ていこう。「去寅」年、即ち文化三年（一八〇六）に津島村において火災があり、その際、源七の土蔵は焼失し、そこに保管されていた藤ヶ瀬村黒田氏等からの米切手が残らず失われたという。復旧のため家作をし、米切手の弁済も行うには資金が不足していたので、他借して凌いでいたのであるが、昨文化十二年（一八一五）は未曾有の凶年で、村方は勿論近在も困窮し、自分に融通してくれていた貸し主たちの取り立てが非常に厳しくなったのである。更に、源七は、経営を一気に好転させるためか、新たに酒造を行おうと目論んだのであった。それらの資金

繰りのため三〇〇両という、一豪農としては極めて巨額な拝借金が願ひ出られたのであった。

しかし、拝借金は七〇〇両に留まった。源七は商いの資金としてではなく、どちらかと言えば、借金返済のために拝借金（いわば借り換え金）を願ったと言える。前者の史料には次のように記されている。即ち、七〇〇両の拝借金をそれぞれ金主に配分し返弁したが、村方は困窮し金子が払底状態にあり、しかも自分の他借入金は「相對同前之金子」で「別而義理合も」ある「取次金」なので、返済をしなければ「取次呉候者も義理合も相立」なくなるといっているのである。

そこで、三〇〇両から七〇〇両を差し引いた残りの二三〇〇両を改めて拝借したいとするのであるが、ここには何故御小納戸金なのかという説明もある。即ち、自分控え地の一部を売り払えば、金主それぞれの「仕訳相立」のであるが、今年の春は昨年が凶作で「地所望人ハ御座候而も、何れも差当金子取賄出来不仕」状況だといっているのである。つまり、お金が払底している状態では、土地の購入相手が見つからず、自分の「返済方金子」が「此節之間二合」わかないので、御小納戸役所という在方とは別のところから資金の注入を求めているのである。それについて源七は次のようにも説明を加えている。即ち、自分が強引に「借用延置」したならば、「金子至而払底ニ付利足等引上ケ候様」になり、更に「難渋差廻」ことになるというのである。要するに、自分が発火点となって地域が金融危機的な状態になるというのである。それを回避するためにも、御小納戸金貸付が必要だというわけである。そして、源七は自らの地域内金融における状況を具体的に説明するため、更に「是迄内輪借用仕置候金子小訳并御拝借金利足違等も悉ク別紙」に記したとする。この別紙が後者の史料であるが、このようにして、源七は代官に対して御小納戸役所への口添えをひたすら願っているのである。

後者の史料を見ていこう。これによれば、御小納戸金の拝借に当たり、入用筋の尋ねのあったことが分かる。源七が地域内で取次の形で借用しているのが二〇三〇両あり、その内訳は付表の通りである。これによれば、源七は津島村居住の百姓六名から金一二五〇両、他の三ヶ村居住の百姓より金七八〇両の取次を受けていたことが分かる。①の鯉橋村は現在のあま市（旧七宝町）にあり、津島からは東方に位置し、⑧の内佐屋村は現在の愛西市にあり、同じく南方に位置している。④の広江村は美濃国厚見郡の広江（現岐阜市）と推定される。このように、取次関係は在郷町として発展し

付表 文化13年佐藤源七借入金内訳

取次相手居村・人名	取次額
①鯉橋村（現あま市）・平兵衛	金 600両
②津島村（現津島市）・新蔵	金 300両
③同（同）・新右衛門	金 300両
④広江村（現岐阜市）・佐右衛門	金 130両
⑤津島村（現津島市）・太左衛門	金 300両
⑥同（同）・七太夫	金 150両
⑦同（同）・文七	金 50両
⑧内佐屋村（現愛西市）・甚兵衛	金 50両
⑨津島村（現津島市）・武兵衛	金 150両
合計	金2030両

た津島を中心とするものの、かなり広域的なものだったことが看取できる。さて、この取次金は、史料によれば、すべて年利六・五パーセントであったことがわかる。よって、その一ヶ年分の利息は金二五・一両余（金額が合わないがそのまま）となり、これを年利四パーセントで御小納戸金拝借すれば、その一ヶ年の利息は金一五・一両余（金額が合わないがそのまま）となり、差し引きで一〇〇両余の違いが生じるという。この借り換えによって源七は救われるが、それは「私義成立候」ためではなく、まさに地域金融網の維持にとって必要であるというわけである。このようにして、源七は代官岡氏に御小納戸役所への「御声懸」を願いつづけていたのであった。

ちなみに、先の例では年利は八パーセントであったが、こちらでは四パーセントとなっている。御小納戸金貸付は様々な条件でなされた可能性が高い。^⑨

三 佐藤源七の御小納戸役所との攻防―担保と保証人―

ここでは、引き続き源七の御小納戸金借り出しの攻防とその保証のあり方について紹介していこう。源七は諦めることなく勘定方を通じて要求していくのであるが、それには十分な抵当と保証が必要とされた。このことに関わる史料を次に掲げよう。

〈史料5〉

乍恐以書付御達奉申上候

今般当村佐藤源七御小納戸御役所御金御拝借奉願上候二付、屋敷地家土蔵等直分之儀御尋被遊奉畏候、源七居住之

屋敷畝歩凡百八拾歩御座候、歩壹歩ニ付価當時相場百匁程も仕候、依之百八拾歩ニ而屋敷地価凡三百匁、家土藏価三百匁、惣体ニ而六百匁程之価ニ相見へ申候、乍併去亥年当村未曾有之極難ニ而立毛取入無御座義者差置、商人掛損之儀凡村方ニ而三万匁余も損失ニ相成、当春至而困窮仕候ニ付、地所屋敷地価下落仕、是迄之追振二者中々讓引出来為仕候へ共、先達而源七願上申候通千弍百五拾匁御引当之儀者急度私御請合奉申上候、右ハ今般格別被為入御念御尋ニ付、内輪価仕分奉入御覽候、以上

子三月

津嶋村惣年寄

庄屋兼

渡邊新兵衛

岡勝右衛門様

御陣屋

この史料は津島村庄屋の渡邊新兵衛が源七の抵当物件の価格について証明をし、代官の岡氏に届けを出したものの写しである。史料には屋敷地・家・土藏などについて価格を尋ねられたと記されている。住宅地一步（坪）の相場が当時銀一〇〇匁ほどで、一八〇歩で約三〇〇匁、家と土藏が併せて三〇〇匁、合計で六〇〇匁の価値があるとされている。しかしながら、凶作の影響で津島村の商人は全体で三万匁余の「掛損」すなわち売上金未回収に陥っており、そうした困窮状況のため屋敷地価は下落して、これまでのように取り引きされてはいないという説明も加えている。結果として、一二五〇匁（二三〇〇匁の拝借は断念してこの金額に下げた、後述史料参照）の引当としては「急度私御請合」と新兵衛は言明せざるを得なかったのである。いわば、源七の拝借金のために全面的に新兵衛が保証に立つこととなったのである。

次に、話が前後するが、源七が拝借額を一二五〇匁に引き下げた経緯、即ち御小納戸金借り出しの攻防についてよく

示す史料があるので、長文ながら全文掲げることとする。これは代官岡勝右衛門が勘定奉行所に提出した上申書の写しであり、勘定奉行から御小納戸役所へ掛け合ってくるよう依頼したものである。

〔史料6〕

乍恐奉願上候

私義内輪無余儀仕合ニ付借財相量り迷惑仕候ニ付、私扣地津嶋村本田分地所不残并私居住家屋敷土蔵とも不残御引当ニ而千両町方新田分地所不残御引当ニ而弍千両、都合三千両御小納戸御役所金三千両御拝借被為仰付被下置候様奉願上候処、右願上候内七百両去ル亥冬御聞濟被成下置難有仕合奉存候、急借等夫々配分返弁仕猶又酒造入用取賄仕難有仕合奉存候、然ル処昨年返金仕候其余之借用金子余程御座候処、右之分昨年凶年ニ付当村一統困窮仕候而金子逼迫仕、私義借用金都而返済致候処、追々催促仕、其上私義酒造等ニ付金子入用筋有之、旁以昨亥年奉願上候通三千両御願七百両御聞濟被成下置、右御願残弍千三百両此節御拝借被為 仰付被下置候様奉願上候処、御引当ニ差上候地所加地子米御拝借御願申上候金高多分之由、御拝借金高相減御願可奉申上候様被為 仰聞奉恐入候、付而八町方新田分先達而御拝借御引当江も被為 仰候、尤町方新田分乍恐御願金高二地所価相当可仕敷ニハ奉存候へ共、今般御理解被為 仰聞可被下置候儀、誠ニ申上様も無御座御尤至極奉存、依之町方新田地所ニ而増金御拝借之儀ハ先々此度ハ相見合可申奉存候、付而八津嶋村本田分ハ是迄御拝借御引当江も無御座候御儀ニも御座候得ハ、津嶋村本田分御高八拾四石弍斗八升壹合、此反数三町九反七畝拾五歩、内輪細間田畑五町弍反三畝拾五歩、外私居住家屋敷土蔵三ヶ所右御引当被成下置候而、御金千弍百五拾兩御拝借被為 仰付被下置候様偏奉願上候、左候ハ、別紙相記申、借用方返済仕安心ニ渡世仕度奉存候、尤別紙相記申候借用分格別返金方催促仕候ニ付、方々迷惑罷在候間、偏御慈悲御賢考を以右願之通被為仰付被下置候様、其御筋へ御欠合被成下置候様幾重も奉願上候、勿論返上金聊ニ而も相滞申候ハ、御引当ニ差上置候前件地所・屋敷・土蔵共御引上可被下候、其節御土貢之御願申上間敷候間、厚御賢考之上幾重ニも 御小納戸御役所へ御声懸之程重々奉願上候、右願之通被為 仰付被下置候ハ、難有仕合可

奉存候、以上

子三月

津嶋村

佐藤源七

西保村助七事

岡勝右衛門様

親類 助右衛門

御陣屋

右佐藤源七御願申上候ニ付、津嶋村分源七扣家屋敷土藏并地所相調申候処、源七書上候通相違無御座候、尤内輪借用金之儀も私ちも聞糺申候処、是又源七申上候通金主方ニも元來取次金ニ御座候而、此節源七返金不仕候ハ而ハ取次之者共迷惑仕候趣ニ御座候、尤源七奉願上候通、万一御定通返上金相滞申候節、源七御引当ニ差上置候家屋敷土藏地所田畑御引上之上、不残私へ御引渡御座候ハ、相好申儀ニ而ハ無御座候へ共、御請合奉申上候ニ付而ハ、私ち急度返上可仕候間、何卒奉願上候通被為 仰付被下置候様奉願上候、以上

津嶋村惣年寄

庄屋兼

渡邊新兵衛

津島村佐藤源七儀御小納戸役所金拝借相願、去冬七百兩相濟候処、猶又貳千三百兩御貸渡被成被下候様御願出、右引当地所等之儀ニ付最前御沙汰之趣も有之、余り金高多ク相見へ、減方利害申渡候処、町方新田扣地引当ニ而増拝借之儀ハ相止、津嶋本田扣分引当千貳百五拾兩拝借仕度旨御声懸之儀別紙之通願出候ニ付、内輪相訂候処、尤外へ貸出候儀等一切不仕、不残自分相続方へ繰合ニ仕候儀無相違相聞申候、將又引当ニ差出候地所等之儀も段々内実為相訂申候所、右本田之内源七扣高八拾四石余此田畑三町九反七畝余之儀千金程之品丈夫ニ有之由、家居土藏等ハ火災之程難計、目当ニハ不相成候へ共、右村屋敷地之儀ハ外村とハ相違仕、商筋模通ニ付望人多価格別宜、源七屋敷

地之儀も讓候ハ、三百兩程ニも可相成由、左候得ハ右兩様引当ニ千弍百五拾兩御貸渡も有之、返上方卒爾ニ相見へ不申候、若如何様之儀御座候節ハ引当之品々引揚右村渡邊新兵衛へ相渡候へハ、同人右返上方取計可申旨等奥書ニ相見へ、此段新兵衛江入念相尋候処、急度受合可申旨申聞候、付而ハ源七願之通石金高早速拝借相濟候様其筋へ御懸合被下候様仕度、別紙相添御達申上候

子三月

岡勝右衛門

もともと三〇〇〇兩の拝借願いを出したところ七〇〇兩認められたのは有り難いが、それではまったく窮状を打開できず、残りの二三〇〇兩を再び願い出たところ、役所からは次のように指摘されたのである。即ち、「引当ニ差上候地所加地子米」では拝借する「金高」を保証できないので、「御拝借金高相減御願」するように、というのである。その結果、源七は抵当物件の選び直しとともに、拝借金額を抑えざるを得なかったのである。

源七には、町方新田分の土地は願った金高に相当するという思いはあったが、役所からの指導には逆らえず、「町方新田地所ニ而増金御拝借之儀」は今回「相見合」せることとしたのである。そして、これまで抵当として考えてこなかった津島村本田分、高八四石余（反数三町九反七畝一五歩）を新たに引当とすることにした。この土地は「内輪細間」即ち有畝歩としては五町二反三畝一五歩もあった。更に、源七はその住居と家屋敷及び土蔵も引当とし、「金千弍百五拾兩」の拝借を願ったのである。なお、この返済に滞った時には抵当物件は領主側で引き上げてくれるよう申し入れている。

さて、この願書では源七の親類である西保村の助右衛門¹⁰が連署しているので、源七の保証に立つ人物として考えてよさそうであるが、実は本当の保証人は言うまでもなく渡邊新兵衛であった。史料には、万一源七が約束通り返金できなかった場合は、源七が「引当ニ差上置候家屋敷土蔵地所田畑」は代官役所が「御引上之上」すべて新兵衛方へ「御引渡」とある。新兵衛は「相好申儀ニ而ハ無御座候へ共」「御請合」した以上「私右急度返上」すると約束しているのである。

土地を代官所が預かってでもそれ自体利を生むわけではないから、直ちにその土地は保証人に渡され、その者が借財の立て替えを行うことが銘記されたのであった。

以上の願書を代官岡氏は受ける形で、自分なりの判断を下し、勘定奉行への上申となったのである。それについて見ていこう。岡氏は源七への御小納戸貸付が「外へ貸出候儀等一切不仕、不残自分相続方へ繰合ニ仕候儀無相違」と、源七の金融資金に利用されることはなく、専ら源七の相続方のために用いられると認定している。そして、その抵当物件は控え田畑については「千金程之品丈夫ニ有之」ものの、家や土蔵は「火災之程難計、目当ニハ」ならないと認定した。また、その屋敷地については「外村とハ相違仕商筋模通ニ付望人多価格別宜」「三百両程ニも」なり、二つの抵当物件を併せれば「千弍百五拾両御貸渡」ことが可能だと判断したのである。

源七への一二五〇両の融資は妥当と考えた岡氏であったが、その一方で「返上方卒爾ニ相見へ不申」と、源七からの返済がスムーズになされるとは判断していない。しかし、どのようなことがあっても「引当之品々引揚」て「渡邊新兵衛へ相渡」せば、「同人と返上方取計可申旨」の言明があったので、信用は万全だと捉えているのである。それゆえ、源七の願い通りの拝借金を「其筋」（御小納戸方）へ勘定奉行から掛け合ってくれるよう、代官は依頼したのである。

さて、佐藤源七には最終的に七〇〇両以外にいかほどの御小納戸金貸付がなされたのであろうか。それを知るために次の史料を見ていこう。

〈史料7〉

乍恐奉願上候

先達而私義津嶋村本田分扣屋敷并田畑引当差上御役所御金千両御拝借被 仰付被下置候様先達而奉願上置候処、今以御間済不被成下、然ル処私義内輪他借金返済方追々金主と催促仕、最早断申延難行届候様罷成候ニ付、津嶋村本田分地所夫々借金方へ引渡シ申度奉存候間、先達而差上申候願書御下ケ被成下置候様奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

子九月

津嶋村

御小納戸

佐藤源七

御役所

先の追加融資の願いは子年三月であったが、その半年後にここに掲げたような拝借金願い取り下げの願書が作成された。三月段階では一二五〇両の希望であったが、この史料では一〇〇〇両になっていて、最終的にそこまで絞り込んで貸し出しを願ったことが窺われる。しかし、それでもなかなか融資は認められなかった。結果として、債権者からの取り立てがいよいよ厳しくなったため、拝借金用の土地を債権者の側に引き渡さざるを得なくなったというのである。それゆえ、願書の取り下げとなったのである。源七の追い込まれていく様子がはつきり窺えよう。

四 渡邊新兵衛の御小納戸金拝借の攻防

ここでは、佐藤源七の保証に立っていた渡邊新兵衛の御小納戸貸付金からの拝借について見ていこう。実は、源七だけでなく、新兵衛もまた御小納戸貸付金から多額の融資を得ようとしていた。それに関わる史料を見ていこう。

〈史料8〉

乍恐御内々奉願上候

去亥六月未曾有之洪雨二付、村方初近村とも田畑一円ニ水冠立毛悉損亡仕、大小百姓誠ニ取続兼仕合ニ御座候処、就中当村之儀ハ無双之大所ニ御座候ハ、先年与農商相兼渡世仕、別而干鯛種粕類之儀ハ他所肥第一之品ニ御座候ニ付、近村々へ仕送り同前二仕、其余諸色とも近在為模通多分掛売仕、毎年盆前・極月両度ニ仕払仕候筈ニ引合相

立有之候処、昨亥六月暴雨⁽²⁾ニ付御堤切折候場所者勿論、其余迎も大雨内溜り水ニ而切入同前ニ相成、当村商先村々多分水損仕一統難洪罷成、依之昨々ケ年分掛売ニ仕借置候諸色代銀悉廢同前ニ相成、村方中以上商事を兼渡世仕候百姓必至と極難罷成、中以下之者ともハ元^レ困窮者ニ御座候而、中以上之百姓禿同前ニ相成候ニ付、聊之借り入等も出来不仕、依之銘々仕来之諸色仕入等も得不仕、居喰同様之仕合ニ相成、誠ニ禿ニおよひ候者多分有之候趣ニ御座候、右之仕合ニ而当村商事取扱来候頭分之者共相禿候而ハ、田地肥第一之干鯛種粕等近在々之百姓買先不都合ニ相成、自ラ勢州・三州・濃州辺へ相越相求候様相成候ニ付、当村弥困窮仕、且近村々迄も当村ニ而調来候諸色他国へ相越相調候様ニ相成候ニ付、是又費用も相立当村之衰微他国之利潤ニ相成、誠以歎ケ敷次第二奉存候、付而ハ何卒夫々金子借し渡、如何様共諸色仕入為致、仕来之商事為取統候へハ、村方之者共も不相替渡世仕、猶又近在々迄之模通ニ御座候へ共、私義是迄追々村方小前之者困窮仕御年貢米諸上納金得相勤不申候者共へハ取賄貸渡遣置候処、年々之義ニ御座候付、余程之金子ニ御座候処、兎角勘定得相立不申候、尤私儀も助精同様ニ相心得候而、取替遣候義ニ御座候ニ付、強而取立候所存も無御座候へ共、私手前ニ而者余程之金子廢同前ニ相成、殊ニ昨年者私扣御田地村方他村とも都而水損仕、助精致遣候儀行届不申、村方極難之仕合之年柄ニ御座候ニ付、御支配へ私扣地所御引当ニ差出式千金御拝借奉願上、右御貸渡被為 仰付被下置候ハ、夫々へ貸渡相統為仕度奉願上候処、御時節柄御事多被為有候趣被為 仰聞候ニ付、強而奉願上候も恐入、乍併先年^レ村方之儀ハ無双之大所、農商相兼夫々渡世仕来候者とも相禿候而ハ追々愁訴も相絶不申、乍恐 御国益^(平出)と被為遊候御儀ニも奉存、私手前ニおいて夫々引合相立他所金当三月切ニ借り入不得止者共へも貸渡、如何様とも為相凌置申候、付而ハ恐多御願ニ者御座候へとも、私扣地所御引当ニ差出 御役所金式千金御拝借被為 仰付被下置候様奉願上候、左候ハ、私借り入貸渡置申候他所金返金仕、何卒夫々御役所金貸渡相統為仕度奉願上候、尤前条奉申上候通当村商事取扱候者取統申候へハ、近村々迄者⁽²⁾成立ニも相抱候義ニも御座候へハ、格別御慈悲之御賢考を以御拝借被為 仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞濟も被成下置候御儀ニも御座候へハ、御支配佐屋御陣屋へ向表立願書差上可申候間、幾重も御憐慈之上、右願之通

御聞濟被成下置候様奉願上候

子二月

津嶋村

渡邊新兵衛

御小納戸

御役所

渡邊新兵衛の御小納戸役所への願書は文化十三年（一八一六）二月のことであり、源七よりも二ヶ月遅い。源七への御小納戸役所からの七〇〇両の融資が実現したのを見て、新兵衛も貸付を願ったと考えられる。ただし、新兵衛の領主側への拝借金の願いはその前年の十一月に代官岡勝右衛門宛に出され、また再願書も同十二月に出されていた（これについても紹介している当該史料にその願書の写しがあるが、これは掲載を省略する）。つまり、源七よりも新兵衛のほうが拝借金を願ったのが早く、彼はもともと藩主のポケットマネーではなく、表の勘定方のルートで借入を申し入れていたのであった。それが再願書を出しても叶わなかったため、御小納戸金のほうを選択したのだと考える。実際、代官岡氏への願書・再願書と御小納戸役所宛の願書は内容的にほとんど同じである。

次に、その内容を逐次見ていくことにする。まず、新兵衛は自らの困窮を災害との関わりから詳しく論じている。これは先の源七の論法とも同じだが、こちらのほうがはるかに内容が詳しく、かつ村社会全体の問題から論理化して、説得力がある。即ち、文化十二年六月に「未曾有之洪雨」があつて、村方及び近村は「田畑一円二水冠」となり大凶作となつたという。百姓は皆「取統兼仕合」の状態である。その中でも特に津島村は「無双之大所」で「先年右農商相兼渡世仕」者が多く、「別而干鯛種粕類之儀ハ他所肥第一之品」であつて、それを近くの村々へ「仕送り同前」にして、「其余諸色とも近在為模通多分掛売」して、「毎年盆前・極月」二度の支払いを受ける側であつたのである。そうしたところ、この暴風雨で、堤防が決壊したところは勿論、そうでないところでも大雨が溜まって堤防「切入同前」の状態にな

つてしまい、津島村の商い先である村々の多くは水損で難渋している。結果として、そうした村々への一ヶ年分の売掛金は「悉廃同前」となり、津島村商人は売り上げを回収できないというのである。津島村の中では、「中以上」の百姓で「商事を兼渡世」している者は「必至と極難」になり、「中以下」の百姓はもともと困窮していて、皆潰れ同然になっているという。彼らは少しの借り入れもできないことから、これまで行ってきた仕入れも行えず、「居喰同様の仕合」即ち働くこともなくただ財産を浪費して生活するような状態に陥っているという。このように潰れに及ぶ者は多数と思われるが、津島村で商い事を取り扱ってきた「頭分之者」が潰れては、その影響は広範な地域に深刻な形で現れるという。つまり、彼ら有力百姓は「田地肥第一之干鰯種粕」などを近在の百姓に販売しているのであって、その販売ができなくなれば、近在の百姓は「自ら勢州・三州・濃州辺へ相越求候様相成」に違いないというのである。そうすると、津島村もいよいよ困窮し、近村の者たちも「当村ニ而調来候諸色他国へ相越相調候様ニ相成」「是又費用も相立、当村之衰微他国之利潤ニ相成、誠以歎ヶ敷次第」だとしている。この津島村の衰退によって他国が利潤を得るといふ論理は、津島という地域が尾張国で果たすべき役割について論理化しており、地域研究の上でも重要な内容を有している。

さて、こうした津島村の困窮が地域全体の困難へと連動していくのを防ぐためにいかなる施策が必要であるか、新兵衛は次のように述べる。即ち、津島村で商事を行っている者に資金を融通して「如何様共諸色仕入為致仕来之商事為取続候へハ、村方之者共も不相替渡世」仕ることができるといふ。この融通について新兵衛は、自分がこれまでどのような対応してきたか、次のように述べる。即ち、村方小前で年貢米上納ができない者に自分は「取賄貸渡遣置」いており、それは「年々之義」で「余程之金子」になる。彼らはきちんと返済してこないが、自分としても「助精同様ニ」心得て「取替遣」しているので、「強而取立候所存も」ない。しかし、「余程之金子廃同前」になり、特に昨年は「私扣御田地」のほか、「村方他村とも都而水損仕、助精致遣候儀」も行き届かない「極難之仕合之年柄」なので、「私扣地所御引当ニ差出」し「貳千金御拝借」して、それを「夫々へ貸渡」して百姓相続をさせたいというのである。要するに、新兵衛が日常的に行っている立替業務のための資金を御小納戸役所から引き出したのである。

以上の論理を補強するために新兵衛は更に続ける。即ち、津島村は「無双之大所」であり、そこで「農商相兼夫々渡世仕来候者とも」が潰れてしまうと、だんだん「愁訴も相絶」ない状況になる。それゆえ、「御国益」を考慮し、自分が「他所金」を「当三月切ニ借り入」れて、困難な者たちに貸し渡し凌いできたのであると。要するに、津島の重要性の上に、お救い訴願が頻繁に起こることを前面に出して、それを事前に食い止めるために自分は借金したのであると、新兵衛は主張しているのである。だからこそ、自分の地所を抵当に御役所金を二〇〇〇両融資してくれば、「私借り入貸渡置申候他所金返金」ができ、結果として御役所金を百姓に貸し渡して百姓相続させることができるというのである。そして、締めくくりとして新兵衛は、津島村の「商事取扱候者」の「取統」は「近村々迄」の「成立ニも相抱」るという。そこでは、村方成立だけでなく地域の成立までも論理化されているのである。このように、非常に大きな枠組みと視野をもって御小納戸貸付金を求めていたのである。佐藤源七とは資金を引き出すための論理のレベルでかなりの違いが見て取れる。これが単なる豪農ではない、大村津島の庄屋を兼務する町惣年寄の政治力であったと考えられる。しかしながら、この新兵衛の政治力をもってしても御小納戸金を引き出すのは簡単ではなかった。翌三月、改めて新兵衛は願書を提出している。次に変更のあったところを中心に史料を掲げる。

〈史料9〉

乍恐奉願上候

(中略)

付而ハ恐多御願ニハ御座候へ共、私扣津嶋村分田畑并借し地仕置候屋敷地地所御引当ニ而 宇出 御役所金式千両御拝借被為 仰付被下置候様奉願上候、尤御引当 田畑町地屋敷之儀ハ 地所之儀ハ 佐屋 御陣屋御支配津嶋村私扣田畑并渡り地等不殘御引当ニ差上置申候、尤右田畑反高内輪細間畝歩・御年貢諸御役銀・村方諸懸入用等引去、加地子米等 并地屋敷地等之儀 之儀ハ別紙相認差上申候、万一返上金相滞候ハ、御引当ニ仕置候地所御引上被成下置候様仕度奉存候、右願之通被為 仰付被下置候ハ、私借り入貸渡置候他所金返金仕 御役所金貸渡相続為仕度奉願上候、尤前条奉申上候通当村商事取

扱候者取続候へハ、近村々迄之成立ニも相抱候儀ニも御座候へハ、御利足等格別 御慈悲之御賢考を以御拝借被為

仰付被下置候様奉願上候、右願之通 御聞濟被成下置候ハ、冥加至極難有仕合ニ可奉存候、以上

子三月

海東郡津嶋村惣年寄

庄屋兼

渡邊新兵衛

同郡同村勘定元方組頭

彦右衛門

御小納戸

御役所

ここでは、先の願書では十分に示されていなかった新兵衛所有の引当が具体的に示され、借金に見合うだけの保証があるかどうか確認している。そして、「万一反上金相滞候ハ、御引当ニ仕置候地所」を「引上」げてくれるよう頼んでいる。また、新兵衛は新たな頼みも追加している。それは利子率についてであり、この拝借が「近村々迄之成立ニも相抱候」ものなので、「格別 御慈悲之御賢考」をもって利安にしてくれるよう願っているのである。先のものから一ヶ月後に出された当該願書は、おそらく資金の引き出しが可能との見込みのもとで出されたと思われるが、まだ了解は得られなかった。なぜなら、この願書には「模様相替」ところがあると判断され、「御陣屋方御下ケ」となり、改めて「四月廿五日ニ願書差出」されることとなったからである。

次に、その四月の願書を見ていきたいが、その前に、この新兵衛拝借の保証として、津島村の彦右衛門が勘定奉行所からの尋ねに対して、次のような回答をしていることを紹介する。即ち、新兵衛の借金は村方のためのものであること、拝借は必要不可欠であって、返済が滞った場合は彦右衛門が保証することを述べている。これは新兵衛が源七に対して

行つた保証とまったく同じである。そして、この保証に類したことを、同様に代官岡氏が勘定奉行に対して述べている。これも源七の場合と同じである。それでは四月の願書を掲げる。

〈史料10〉

乍恐奉願上候

(中略)

乍少分私儀昨冬他所金借り入夫々へ貸し渡、如何様とも為相凌置申候、然ル処右之金子当三月切返金之極ニ御座候へ共、中々内輪取立出来不仕、依之金主へ月延断申候処、是以引当ニ致置候由ニ而漸々々ヶ月差延呉候仕合ニ御座候而、当月ハ是非返弁不仕候ハ而者義理合も相立不申、然ル処村方内輪困窮仕詰、前条奉申上候通取立出来不仕、付而ハ、御小納戸御役所御金弍千両私扣津嶋村田畑不残御引当ニ差上御拝借奉願上候、右ハ全村方成立ニ抱候儀ニ御座候へハ、無利御拝借被為、仰付被下置候様奉願上度奉存候へ共、無利足奉願上候も無冥加奉存候ニ付、年四分御利足を以御貸渡被成下置候様奉願上候、右ハ格別、御慈悲思召を以御貸し渡被成下置候様、乍恐、御勘定御奉行様も御手厚其御筋へ御掛合被成下置候様只管奉願上候、右願之通被為、仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

子四月

津嶋村惣年寄

庄屋兼

渡邊新兵衛

同村勘定元方組頭

彦右衛門

岡勝右衛門様

御陣屋

この願書で新しく書き加えられたのは次の点である。一つには、新兵衛の他借相手Ⅱ金主は一ヶ月の猶予をくれたので、その義理合いが立つよう今月中に彼らに返済したいということ。二つには、この拝借は村方成立のためであるから無利子でお願いしたいが、それも「無冥加」なので年利四分の貸付にしてほしいということ。以上二点であるが、これは三月段階から一月を経た段階において債権者が新兵衛の金策に期待して猶予を与えてくれていることを明示したものであり、御小納戸金融と地域金融が切り離せないところに来ていることを窺わせる。また、御慈悲による利安という曖昧なものでなく、年利四分という具体的な利子率を明示して、金融関係における明瞭な姿勢を示したことも特徴的である。そうして、新兵衛は代官から勘定奉行に上申のうえ、奉行から御小納戸役所に声をかけてくれるよう願ったのである。

しかし、この願書も勘定奉行に受け入れられることはなかった。その経緯を示す史料を次に掲げる。

〈史料11〉

去亥十一月佐屋御陣屋へ御拝借御願申上候所御聞濟無之、依而御小納戸御役所へ御願申上候二付、御勘定御奉行様へハ御声掛被下置候様御願申上候所、右声掛之儀ハ諸向差響ニも相成候得ハ、取計かたく候間、御小納戸御困稗御用相願、右二付御拝借被仰付候ハ、別段之事ニ相成候様御内々御導も御座候由、片替筋御頭取様へ御内意御座候間、御小納戸御役所へ願書差出困稗御用被仰候二付、此願書ハ差出申さす

この史料は、新兵衛が先の願書写しのと書き留めた文章である。これで明らかだろう。最初佐屋陣屋に拝借金願いを出して聞き入れられなかったので御小納戸役所に願いを出したというのは、先に指摘したとおりである。そこで、勘定奉行に御小納戸役所への斡旋を要求したところ、勘定奉行はそれを聞き入れることはなかったのである。それはなぜか。史料には「諸向差響ニも相成」とあるのみであるが、これは津島村という同じ村落の百姓ばかりに同様な形で便宜を図ることを勘定奉行が嫌ったためと推測する。更に、突き詰めていくと、金七〇〇両を融資された源七の保証に立

つ者にも同様の融資が行われることに、奉行はある種、後ろめたい気分を持ったと考える。というのは、源七の保証に立つ新兵衛は盤石の経営でなければならなかったのであるが、それもまた不安定な経営であることが露呈したのであり、更に新兵衛の保証を他の村役人が行うというやり方は、保証の循環の様相を呈していて、それがたとえ現実であっても、信用保証の面で大きな弱点があることは動かしがたかったからである。

しかし、奉行はただ却下したのではなかった。新兵衛の拝借金について別の知恵を授けている。即ち、御小納戸役所で行っている御囲い稗の御用を願ひ、それに関わって拝借金をすれば「別段之事」となると「内々御導」をしたのである。そこで、「方替」（借金の肩代わり）について「御頭取」（御小納戸役所の頭）から内意があったので、御小納戸役所へ御囲い稗御用の願書を出して、それが仰せ付けられたのである。それゆえ、御小納戸金貸付の願書は提出しなかったのである。

五 渡邊新兵衛の御小納戸金拝借実現と御囲い稗

ここでは渡邊新兵衛が実際に御小納戸金拝借を実現させた様子について紹介しよう。次の史料は御小納戸金貸付に対する抵当物件を示している。

〈史料12〉

覚

御蔵入

海東郡

一 高四百七拾式石六斗九升

津嶋村本田

反数廿四町八反七畝拾五歩

六尺切杖二付

細間三拾三町六反七畝步

内 田方廿八町四反五畝步
畑方五町貳反貳畝步

此掟米四百六拾石七斗六升

内

御物成 百八拾四石三斗五升 御三役銀

下用共

右出来引残

貳百七拾六石四斗壹升 加地子

但、御囲ひ稗御買上被 仰付、金三拾両御預ケ被遊候二付、右引当ニ而差上置候地所之分八相除申候間

手前計之印(繼目印)

右八御小納戸御役所御拜借金引当ニ差上申候高反別・加地子米等之訊書面之通相違無御座候、勿論外へ質入等仕置候儀無御座、右地所へ付聊故障之筋無御座候、仍右之趣連印を以申上候、以上

子七月

津嶋村惣年寄

庄屋兼

扣主 渡邊新兵衛印

同村勘定元方与頭

証人 彦右衛門印

岡勝右衛門様

御陣屋

これで明らかだろう。抵当に入った分がこれであるから、渡邊新兵衛家は少なくとも津島村本田で高四七二石余を有し、「掟米」＝小作米（年貢分を含む）四六〇石余を取納する、当該地域でも有数の地主として存在していたのである。但し書きにあるように、御囲い稗を購入するために御小納戸役所から金三〇両を預かっているが、その引当分の地所は差し引いてあるとしている。そして、この御囲い稗の業務こそ、先に見たとおり、新兵衛への御小納戸金貸付の条件となつたものである。

次にその御囲い稗の業務について検討する。関係史料を見ていこう。

〔史料13〕

乍恐御達奉申上候

私義去子四月御小納戸御役所と御用御囲ひ稗買上方被 仰付、其節口上を以御達申上置候処、此度以書付申上候様被 仰渡奉畏候、則御小納戸御役所と御渡被遊候御書付之写左之通ニ御座候

此度役所御囲ひ稗買上御用取計申付候、就夫右稗自分蔵へ相詰候上、石数改させ、役所封印付之、御預ケ之事但シ、右稗此節と当九月頃迄囲ひ置、出水無之時節ニ至り一先相払、翌春四月頃右石数猶又買上、前条之通相心得可申候、尤年々右仕向を以囲ひ方取計可申事

一右稗仕替ニ付而者年々相場高下も有之、石数増減相見へ、且詰替ニ付雜費等相懸、差引減石相重候而者御囲ひ之詮も無之候間、増石之儀者不相好、減石不立様相考取計可申事

一右稗代金請取方之儀ハ引当地所反別取調、差出請取之、買上方取計、前頭之通御預り、時節相伺、払方出来之上、一旦代金上納可致答候処、左候而者年々請渡之取扱相成、双方事多候間、払代金上納ニ不及、翌春買上候節迄、是又預ケ金ニ取計置可申候、依之為引当自分扣之内金高相応之地所差出置可申事

一右之通預ケ金ニ取計候、付而ハ乍少分利足日合等之差別可有之候得共、不及其儀、右日合を以前頭蔵敷并相場違

ひ且雜費等江補、此節買上候石高後年迄相減シ不申様精々相考取計可申事

一右稗藏詰出来之上万一近辺出火等有之候共、遠方之事二付、手当人数差向候義難行届候、付而ハ詰藏破損等兼而
遂吟味を^(マ)悲常之手当是亦相心得可罷在事

四月

右之通以御書付被 仰渡候、仍之乍恐御達奉申上候、以上

津嶋村

渡邊新兵衛

丑九月

岡勝右衛門様

御陣屋

文化十三年（一八一六）四月、新兵衛は御小納戸役所から御囲い稗の買上を申し付けられた。その時の「書付」（指示文書）が上述の史料である。指示の内容は、一つ書条文の前文として、買い上げた稗は自分の藏へ詰めて石数を改め、役所の封印をして預かるという。稗は四月から九月頃まで囲い置いて、水害のない季節になって一部換金し、翌年四月頃に換金した分をまた買い上げる、というやり方で進めていく。その大原則のもとで四ヶ条が挙げられている。

第一条は、稗の相場変動と囲い石数の問題についてである。相場の上下変動によって、その時換金した金額では次に購入する時に同じ石数の稗が揃えられない場合がある。また、詰め替えには雜費もかかるから、年数を経るごとに減石していつては御囲いも詮ないことになるので、相場に注視して、石数を増やすことよりも、減石しないように気を付けるよう指示している。

第二条は、買い入れ代金受取と売却代金上納についてである。従来は引当地所を差し出して買い入れ代金を受け取り、

買い上げを行って、その一定期間後に売却した後、代金は上納することになっていたが、事務取扱が繁雑なので、代金の
上納は行わずに春の買い上げ期まで代金を預ける。そのため、その金高にふさわしい地所を引き当て地として差し出
すことを指示している。

第三条は、そうした預け金にかかる利子についてである。本来ならば預け金に僅かながらも利子は付くが、それは取
らないで、蔵敷料や相場違いの補填、更には諸雑費に充てるように指示している。そして、石数が減ることのないよう
念を押している。

第四条は、御囲い蔵近辺での出火に関することである。稗の蔵詰め後近くで出火したとしても、遠方なので手当ての
人数は差し向けることができないから、蔵の破損状態については吟味をしておいて非常の対応を心がけよとしている。
以上のような備荒貯蓄の業務を渡邊新兵衛は受けることで、地域社会での特別な地位（領主側としてその経営を保全
する必要がある）を獲得し、御小納戸役所からの巨額の融資を受けることが可能となったのである。^①

以下では、その融資の具体的な様相について示そう。次に掲げる史料は、文化十三年十二月御小納戸役所貸付金の返
済に際し、新兵衛がその猶子を求めたものである。

〈史料14〉

乍恐奉願上候

私儀当子七月 御拝借被為 仰付被下置候御金、此節元金貳百両、右御利足八拾両返上可仕旨被為仰渡奉畏候、然
ル処先達而 御拝借奉願上候節願書ニ茂奉申上候通、津嶋村之儀ハ先々ト農商相兼渡世仕候而、近在々へ干鯛種粕
を初其外一切諸色仕送同前ニ売捌来申候処、昨亥年津嶋村東西南北村々悉水損ニ付、諸色代金都而廢り同様ニ相成、
津嶋村大小之百姓必至ニ相禿候様罷成、左候而ハ村方ハ勿論畢竟近在迄之不模通ニ相成、私儀村方役儀相勤罷有候
而大所之村方及禿候程之義不忍見聞、御支配御陣屋へも相歎申候得共、昨年ハ一統之水損ニ而御事多不被為 行届
由ニ付、不得止当三月返金之極を以他所金借り入村方江借し渡、極難為相凌置申候、依之当春右借し付取立他所金

返金可仕之処、内輪難洪ニ付右之義行届不申、不願恐。御役所金御拝借奉願上候処、御聞済被成下難有仕合奉存、他所借り入返弁仕、村内之者共へ私右借し渡置申候、付而ハ此節取立返上可仕之処、当年も内輪立毛取実も薄ク、其上昨年之疲レ甚敷、今以銘々内輪取続兼罷在候仕合ニ御座候而、此節取立私手前行届不申迷惑至極罷在候、尤私儀如何様ニ取賄候而も返上可仕筈ニ御座候得共、私逆も昨年之凶作ニ付難洪罷有、其上当七月御拝借仕、壹ヶ年分と申二而も無御座私。御拝借奉願上候義ハ村方成立之ため私壹分ニ引請御拝借奉願上候御義ニ茂御座候得へハ、旁以何卒返上之義来丑七月迄御差延被成下置候様奉願上候、右願之通被為。仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

子十二月

津嶋村

渡邊新兵衛(印)

御小納戸

御役所

この史料により文化十三年七月に御小納戸金貸付が実行されたことが分かる。その金額は銘記されていないが、他の史料(後述)に「御金貳千両 御小納戸御役所五年四分利足元金拾ヶ年済貸渡被成下置」とあるので、要求通りの二〇〇両であったことが分かる。そして、年利四パーセントの十年賦返済方式であったことも分かる。それゆえ、一年後には金二〇〇両と利子八〇両の返済が迫られるわけである。

ところが、この史料ではその半年前の同年十二月に同額の年賦分と利子分が請求されている。御小納戸金は先に見たように非常の備えとしたもので、必要とあらば直ちに返金しなければならぬ性格を有していた。それゆえ、一年を待たずの半年後の「年賦金」請求であったのだろうが、利子は半年ならば四〇両でよいはずである。それが八〇両となっているのはいささか不自然である(推測であるが、新兵衛の拝借もまた源七と同じく当初は年利八パーセントだった可

能性が高い。それが交渉の過程で四パーセントになったと思われる。それはともかくとして、新兵衛はこの返済要求に応じられないとしてこの願書を御小納戸役所へ提出したのである。

その猶予を願う理由として次のことが挙げられている。即ち、今年も「立毛取実も薄く」しかも「昨年之疲レ甚敷」、いまだに百姓らは「取統兼罷在候」状態であり、新兵衛が他借して融通した資金も回収できないままなのである。新兵衛としては、御小納戸金については本来「如何様ニ取賄候而も返上」するのが筋ではあるが、自分も「昨年之凶作」で「難渋罷有」状態であり、直ちに返済するのはできないとしている。しかも、今年の七月に拝借して一年も経過していないから尚更だという。そうした説明の後、新兵衛は、自分は「村方成立之ため」に「私忝分ニ引請 御拝借」したのであるから、「何卒返上之義」は「来丑七月迄御差延」にしてくれるよう願っているのである。要するに、現実問題として返金の準備はできないし、そもそもこの拝借は御小納戸金の趣旨である非常時のお救いともつながる「村方成立」のためであるから、猶予がほしいというのである。

なお、この新兵衛の猶予願いを後押しするものとして大道寺孫蔵（尾張藩年寄衆大道寺玄蕃の分家で当時は勘定奉行の任にあった）から御小納戸役人の廣瀬氏に対して、次のような書付が出されている。参考までに掲げよう。

〈史料15〉

津嶋村渡邊新兵衛儀当盆前御役所金式千両拝借相済候、右ハ其砌も及御懸合候通全新兵衛取統之為相願候訳ニハ無之、村方水難救筋ニ付、右以前段々願之趣有之候得共、去年之儀者水難御手当相付、役所おゐて金子繰合出来難致、無余儀御役所江相願候儀ニ付、其節も委細申進之儀ニ候処、願通相済、村方おゐて各別救筋ニ相成、於役所も致大慶、御地所右返納当暮ち御取立之筈ニ付、段々取集御座候処、去年水難之後右等之繰合を以取統候仕合ニ付、中々元利之返上出来致兼候旨、付而者来暮ち之返納ニ御差延相成候様致度、并右之通之内輪ニ付、利足之儀も年四分利ニ被成下候様御役所へ相願候旨、右ハ此上役所ち及御懸合候儀如何ニハ候得共、今一段御勘弁相立願通相済候得者、末々村方成立ニ付而別各之御救筋相成候事ニ候間、可相成ハ厚御勘弁之上願之通相済候様致度、仍之及御懸合候、

以上

十一月

大道寺孫藏

廣瀬嘉七様

右之通之御書状を以御懸合被成下候由、追而私者功分申立ニも相成候事、猶亦佐屋 御代官様へ入御覽候ため大道寺様を極々内々拝借奉申上写取置候

子十二月

六 渡邊新兵衛の御小納戸金返済の様子

ここでは渡邊新兵衛が御小納戸金をどのように返済していたか紹介する。次の史料を参照しよう。

〔史料16〕

乍恐以書付奉伺候

津嶋村農商共為取統、去子七月私儀奉願御役所金式千両拝借仕、村方夫々困窮難済之者共相救申候付、御蔭を以銘々潰ニ及び不申候処、猶又此上取統方之儀ニ付不願恐御利下ケ之儀奉願上候処、格別之御慈悲を以願之通御聞濟被下置、冥加至極広大之御憐愍難有仕合奉存候、然所前頭御金夫々借渡候節同村佐藤源七江も同所町方新田之内同人扣地所引当ニ而、右御金之内四百五拾兩借渡置候処、同人儀先年類焼以来内輪段々六ツケ數相成候ニ付、今般無余儀切替仕、右扣新田之分 御役所御拝借御引当ニ差上置候地所之分引去、其余不残売払候筈ニ相成候、付而ハ此節右御金四百五拾兩取立不申候ハ而ハ此上年々勘定等も難行届、且引当ニ仕候地所も無御座候ニ付、不得止此節熟談之上右新田売払候ハ、売立金子之内ニ而前頭御金一時ニ引取候筈ニ荒方内約仕候、尤右御金取計方之義ハ私へ御任せ被為置候得共、大金殊ニ御太切御金筋之義ニも御座候処、今般源七扣地所不残売払候ニ付、此節取立不仕候而

八重而取立候期も無御座候二付、前頭之通熟談取計候積二御座候得共、源七儀 御役所御出入之者二も御座候二付、旁此段訳而御達御伺奉申上候

丑六月

津嶋村

渡邊新兵衛(印)

御小納戸

御役所

この史料には先に御小納戸金の融資を受けていた佐藤源七が登場する。彼は御小納戸金を借りながら、結局大部分の財産を処分して他の借金返済に対応することになった。それに対して渡邊新兵衛は、御小納戸金借入の二〇〇〇両のうち四五〇両を融通してやっていたのである。しかし、源七は先に見たように類焼後家政が回復することはなく、この四五〇両も返済できないままであった。ここで源七家の仕法の転換がなされるのである。それは、源七が御小納戸役所金(七〇〇両分)の抵当に入れた新田分は残し、それ以外は残らず売り払って、諸返金に充てるというものであった。新兵衛としても四五〇両の取り立てのため、それに手をつけざるを得ない状況なのであった。源七と新兵衛は相談をして、抵当以外の新田分を売り払い、それにより自分への返済に宛てる約束を交わした。そして、この金策は新兵衛に全面的に任せられたのであった。ただし、「大金殊ニ御太切御金筋之義」でもあり、この源七控え地の全面的な売却については、今回手を打たなければ取り立ては不可能となるので、先に示したとおり「熟談」のうえ取り計らったというのである。なお、源七は「御役所御出入之者」であるので、こうした措置について御小納戸役所に「此段訳而御達」のうえ伺ったとしている。

次に、この源七からの回収分がどのように用いられようとしているかを示す史料があるので、それを掲げる。

〈史料17〉

別紙御達申上候佐藤源七江借渡置候御金四百五拾両、此節取立候ハ、直ニ御役所へ上納可仕よしニ奉存候得共、
 当村方此節極難窮民之者御座候ニ付、猶又此上右御金を以夫々借渡御仁恵相施候様仕度奉存候、尤右御金筋毎暮之
 義万々一外々江借渡置候内故障筋出来候共、乍勿論私御引受御割符之通聊無相違御定御上納仕候義ニ御座候間、何
 卒前頭之通此度源七引取候ハ、右御金私へ御任せ被為置被下置候様奉願上候、以上

丑六月

津嶋村

渡邊新兵衛(印)

御小納戸

御役所

これによれば、源七からの回収分四五〇両は本来なら直ちに御小納戸役所へ上納すべきであるが、それを原資にして
 難民救済に宛てたいと、新兵衛は述べていることが判る。要するに、新兵衛は御小納戸役所への返金を引き延ばしてい
 るのである。実際に「御仁恵相施」ために貸し渡すことがあつたかもしれないが、やはりそれは口実で、返金を後回し
 にする時間稼ぎとして理解すべきであろう。ただし、新兵衛は、この資金の重要性を前面に出し、他へ貸し出して故障
 が起きた場合は、自分が引き受けて「割符之通聊無相違」上納することを約している。その上で、源七からの回収分は
 自分に任せてほしいとしているのである。

さて、新兵衛の返済は、他経営への貸し出しの不良債権化などが予想され、必ずしも順調に進んだとは思われないが、
 それでも年賦金の返済は次に掲げる史料¹²⁾のように行われたと見られる。

〔史料18〕

御請書之事

津嶋村之内私扣地所

一 德米貳百七拾六石四斗壹合

内

米百五拾八石四斗

此德米を以当巳年分金百五兩貳分銀六匁御返上之筈

右ハ御小納戸御役所御新田金御拝借当巳年御返上之分、右德米を以当十二月五日迄之内無滞右御役所江御上納相済、其段早々 御陣屋江御達可申上候、右御上納不相済内ハ前頭石数少も取散シ申間敷旨、嚴敷被 仰渡之趣 奉畏候、以上

巳十月

海東郡津嶋村

渡邊新兵衛

佐屋御陣屋

右渡邊新兵衛御受印之通相違無御座候、右引当德米一切取散シ不申様急度締り付置、聊無滞御上納為仕可申候、仍之奥印仕候、以上

右村勘定元方組頭

彦右衛門

この請書は、新兵衛の所有する津島村内の耕地から入る德米二七六石余のうち、米一五八石四斗の代金一〇五兩と銀六匁を御小納戸役所への返金分とし、その返済が終わらないうちは、この德米には決して手をつけないことを約束した

ものである。村の庄屋が請書を出したため、その奥書を書いて保証しているのは村の勘定元方組頭の彦右衛門であることに注意したい。津島村は在郷町として存する大村であり、その構造は一般の村とは随分異なっている。このように、村の財政担当としての任務を冠せられた組頭が存在するのである。ともかくも、渡邊新兵衛の借財は村方成立のためであり、その返済について村を挙げて対応するという方向が見て取れよう。

いずれにせよ、渡邊新兵衛家は、その後も幕末にかけて津島村庄屋等の役職を全うしていくのであるから、同家の経営を押し潰すことなく御小納戸役所金が返済されたことは疑いない。

おわりに

小稿は尾州津島村の有力百姓二家がどのように尾張藩御小納戸役所金貸付を受けたかを、同村庄屋家文書中の一括史料を紹介する形で検討した。以下、御小納戸役所貸付金の実態とその機能、信用構造等について議論しつつ、全体をまとめたい。

まず、御小納戸金の貸付先であるが、これは小稿で紹介したように、御小納戸御用と関わりのある、村社会でも極めて有力な大経営を中心に貸付が行われたと見てよいだろう。佐藤源七や渡邊新兵衛など非常に大きな信用のおける経営に対してなされたと考えられる。その際、村の信用に直接基づいた村貸しの可能性も考慮されるが、交渉のやり取りを見る限り、村借の形態はとられなかったと考える。また、利子率を見ていくと、年利は非常に融通のであり、幕府を基準とした公的貸付年利をかなり下回るものだったと推定する。この貸付は、もともと災害や飢饉への対応として準備されたもので、緊急対応として藩の表の行政ルートでの貸付を補完するものであったと理解したい。

次に、この貸付では、信用上の問題から、借入人と保証人とがつながっていて、ともに貸付を受けるということを非常に嫌っていたことが明らかである。信用上間違いなく上であるはずの渡邊新兵衛は、保証した佐藤源七が先に融資を

受けたために、同様な借入は不可能と判断されたのである。おそらく、こうしたことは金融上一般的なことであろう。しかしながら、御小納戸役所の業務に直接関わる者には特別に融資するというルールがあり、こうした個人的な人格的關係とすべきか、あるいは職務上の関係とすべきか、そうしたものが重視されて新兵衛には源七以上の融資がなされた。救荒対策としての御囲い稗への関わりがその職務であったが、本来領主がなすべき勸農や御救い等を地域の豪農や村役人が代替するようになる近世後期の歴史過程の中で、領主財政と豪農ら有力百姓との経済的一体化が図られていたのかも知れない。その一体化の意識のもとで、新兵衛には津島村百姓を救済するための資金が融資されたのであった。さて、小稿をまとめるに当たり特に強調したいことは、この御小納戸役所貸付金が百姓・村・地域の成り立ちのために活用されることを前提されていたことである。新兵衛の融資理由はもちろんだが、源七の場合も地域有力者からの取次金の焦げつきによる金融不安が地域社会に与える影響が最も懸念されていたはずである。個別の経営上の問題にとどまらない成り立ちが常に考慮されていたのである。たとえ藩主のポケットマネーをふくらますことが究極の目標であったとしても、原理原則としてこの資金は領民安寧のため、まさに仁政イデオロギーの実践としてなされたのであった。

注

(一) 御小納戸役所金貸付については、須田肇「史料翻刻『伊藤次郎左衛門・内田忠次郎拜借金一件留』—安政三・四年尾張藩御小納戸金貸付の一事例—」(『徳川林政史研究所紀要』三一、一九九七年)があるが、これは名古屋の豪商の当該貸付金との関わりを紹介しただけで、その地域社会との関わりについて具体的に論じてはいない。ただ、翻刻史料からは、伊藤次郎左衛門らが安政地震後の経営立て直しを図るために当該金貸付を受けたこと、しかも年利が極めて低利であったこと、その際御側御用(呉服販売での出入り)が前提にあったこと等が理解できる。そうした御小納戸貸付金の性格についてはここで確認しておきたい。但し、小稿で扱うのはその大分以前の時代であり、むしろより根本的なあり方を示すことができると考える。

なお、白根孝胤は徳川林政史研究所のホームページ (<http://www.tokugawaori.jp/institute>) のコラム「殿様お手元の特別会計? 『御印帳』」において、尾張藩領内から徴収された役銀の一部が藩主の命をうけた重臣(年寄)によって秘密かつ厳重に管理されていたことを指摘している。氏によれば、これは領民救済のための緊急用資金などにも捻出できるように、一般会計とは区別されており、その使途は家老たちにも知らされておらず、藩主に一任されていたという。小稿で扱う御小納戸役所金貸付は、まさにそうした内容のものであったと考えられる。

- (2) これは青蓮院門跡による貸付などとほとんど同じ方式と見てよい。こうした点については三浦俊明「近世寺社名目金の史的研究」(吉川弘文館、一九八三年) 参照。
- (3) 藩財政のこうした二面性を詳説したものととして、伊藤昭弘「藩財政再考」(『ヒストリア』二〇三、二〇〇七年) は非常に注目すべき研究である。
- (4) 津島市教育委員会所蔵「渡邊家文書」No. 3-44-1の史料。目録での史料名は「願達類写留書」である。本稿で引用する(史料1)から(史料17)まではすべてこの史料による。渡邊家については「愛知県史」資料編16近世2(愛知県、二〇〇六年)の文書群解題(同書一〇〇頁)を参照されたい。
- (5) 佐藤源七家の後継を現在津島市で探すことはできない。同家は渡邊新兵衛家が維新时期から近代を地方名望家として生き抜いたのとは対照的に、潰れてしまったものと推定される。ただし、源七家が近世後期に非常に有力な経営であったことは拙稿「近世後期尾張地方における百姓の分散について」(『愛知県立大学文学部論集』五五号、二〇〇七年)で関説している。それによれば、同家は文政二年(一八一九)までは、地域の諸経営の間で金融関係を取り結び、活発な活動をしていたことがうかがえる。
- (6) こうした有畝高のことを当該地域では「細間」と称していた。尾張藩権力はこの「細間」を掌握することができなかったが、地域社会で民間では土地の売買等に関わって実勢価格を決める必要があり、可能な限り実態に近い生産力を表示するものとして「細間」が通用していた。
- (7) 町方新田は津島村北部に隣接した新田村で、津島村百姓が多く地主となっている村である。庄屋として村政運営を担当していたのも津島村在住の有力百姓である。
- (8) ここでの取次金とは、源七の信用によって集められた資金であって、例えば史料にある金六〇〇両を取り次いだ「船橋村 平兵衛」は自分金を源七に貸し出したわけではなかった。平兵衛が周囲の人々から確かな預金になると呼び掛けて、六〇〇両が集められ、源七にもたらされたと考えられる。こうした取次金は相対金としての性格を持つと同時に、地域では講金^{（金）}・預貯金のような準公金の性格も帯びていたように思われる。
- (9) 注1で示した伊藤次郎左衛門家に対する貸付は年利二・五パーセントであり、貸付対象の重要性と信用の度合によって貸付利率が設定されている可能性がある。
- (10) 西保村の助右衛門がどういう家か分らないが、西保村の有力経営・庄屋は佐藤姓であることが確認できる。これについては拙稿「近世期の土地利用と地域利害の相克―尾張国津島社祭祀による土地利用の制限―」(『愛知県立大学文学部論集』五七号、二〇〇九年)を参照。源七はおそらく西保村の佐藤氏出身である可能性が極めて高い。
- (11) ここで示した「困い穀業務」が御小納戸役所金に関わることは、注1の須田肇氏による史料翻刻にも述べられている。
- (12) 前掲「渡邊家文書」No. 3-44-2の史料。目録での史料名は「御請書之事(御小納戸新田金拝借金返納につき)」である。
- (13) この問題については、かつて拙著「日本近世農村金融史の研究」(校倉書房、一九九六年)で関説したことがある。なお、近年は山崎善弘氏がその著作「近世後期の領主支配と地域社会」(清文堂、二〇〇七年)で全面的な展開をしている。